

平成 22 年 10 月 15 日

教育推進委員会からのお知らせ

「若手優秀講演賞の応募の申告についての変更」

これまで若手優秀講演賞の応募対象は「本会会員で発表時に 35 才以下の方を対象とします。講演申し込み時に応募の旨を申告していただきます。審査対象講演は、春の討論会では B1 講演、秋の討論会では B 講演です。」となっていました。また、既に触媒誌 52 巻-7 号会告 2 頁の第 107 回触媒討論会のご案内にも「若手優秀講演賞 (エントリー制)」と掲載されています。

教育推進委員会ではこの度、より多くの若手研究者に応募していただくため第 107 回触媒討論会より、【優秀講演賞はエントリー制ではなく、対象年齢以下の方で特に辞退のない場合には応募されたものとし、選考対象とさせていただきます】ことに決定しましたのでお知らせいたします。